令和元年度第3回金沢市景観審議会

日　　時：令和2年2月17日（月）　午後2時～4時

会　　場：金沢市庁舎7階　全員協議会室

出席委員：福光会長、川村副会長、宇佐美委員、川﨑委員、川端委員、小林委員、
坂本委員、関戸委員、玉田委員、土田委員、鍔委員、中村雅代委員、
中森委員、西野茂委員、能木場委員、馬場先委員、増田委員、
山田委員（代理：渡部建設専門官）、中村博昭委員（代理：高田担当課長）

欠席委員：西野辰哉委員

事 務 局：都市整備局　　木谷局長
景観政策課　　本光課長、福塚係長、中村主査、芹原主査、井ノ山技師
都市計画課　　松矢課長
緑と花の課　　田村課長
建築指導課　　坂上課長
文化財保護課　　飯田課長、長池主査
歴史都市推進課　高木課長、石浦室長
産業政策課　　土村課長
観光政策課　　牧野主査

1　開会

2　都市整備局長あいさつ

3　議事

［審議案件］

・保存対象物等の指定について

―――事務局からの説明―――

（会長）

部会長から補足があればお願いします。

（A委員）

ただ今、2件について詳しく説明されたが、あえて補足するとすれば、ポイントは両方の建物は金沢の近代期の建物であることで、外観的にはそれぞれ違うが近代的な思想をよく反映した建物と言えると思います。一つは、本来は外観保存が主体だが、間取りの構成から見ても、配置図を見ていただくと、先ほどの説明にもあったように主屋と別棟の客座敷とに建物が分かれている。主屋の方はどちらかというと家人のための生活空間が主体で、客座敷は当然ながら接客空間ということで、日常と非日常の空間がはっきり合理的に分かれているのが、近代の思想が表れているところだと思っています。

もう一つの飯田家についても同様に、こちらの建物は 1 棟であり、間取りは中廊下を介して日当たりの良い南側に日常生活の空間が取られており、北側は接客を主体とした座敷空間となっています。その意味では、やはり日常と非日常がはっきり分かれていて、ここが近代の思想で住宅を造る中でのポイントになると思います。

両方とも価値あるものとして、今後も保存していただきたいと考えています。

（会長）

審議案件について、他にご意見、ご質問等はありますか。

（B 委員）

飯田家住宅の資料 10 ページを見ると、先ほどもご説明いただいた配置図があり、塀のところが花壇となっています。12 ページの写真を見ると生垣の一つだと思います。季節によって花の付く木なのかもしれないが、コンクリートの段が付いています。こういう形式の名称が特別にあるのかもしれないが、私は存じ上げない。家人の方が花壇と呼んでいるのかもしれないが、そのあたりについてご説明をお願いします。

（事務局）

ご指摘いただいた花壇と称しているところにはイヌツゲが植えてあり、花を咲かせるものではない。施主もそう言っていたということもあり、少し悩んだところもあるが、花壇という名称を入れさせていただいています。

（会長）

施主がここを花壇とおっしゃっているということですか。

（事務局）

そのとおりです。

（B 委員）

例えば足軽屋敷には生垣があったと記録にも示されています。それはスギやムクゲの生垣です。その意味では生垣と言った方がふさわしいのではないかと思うが、専門家に正式な名称を確認してもらわないと何とも言えない。花壇と言うと誤解されるのではないかという感じがします。

（会長）

事務局はそれ以上分からないということですが。

（A 委員）

確かに B 委員のご指摘どおりかもしれないが、植栽としては常緑樹であり、造られてから 80 年以上たっていることを考えると、植え替えられている可能性があります。説明書きにもあったように、施主は建てられて間もなく購入し、それからずっと住み続けていることから、昔の名残が記憶にあって花壇とおっしゃったのではないか。ちなみに、塀側だけではなく、崖側にはずっとドウダンツツジが生垣のように植えられているので、多分、テーマとしては同じだったのではないかと私は判断しています。

（会長）
　歴史的な記録があるので、花壇にしておいた方がいいということか。事務局はそう判断したのですか。
（事務局）
　そのとおりです。
（会長）
　部会長からもう少し補足をお願いします。
（A 委員）
　私も確認していて、例えば 12 ページの右上の写真ではコンクリートの分厚いものになっており、これは非常に大げさな花壇造りで、コンクリートが両側に出て、そこに今は樹木が植えられています。普通の花壇であればここまで過剰にする必要はないのではないかと思うが、ある意味施主の考えが及んで、塀と花が咲く花壇になっているのではないかと思っています。
（会長）
　ということは、花壇ということです。B 委員、よろしいですか。
（B 委員）
　はい。
（会長）
　他にありますか。
（C 委員）
　もちろん指定することには何の異論もないが、すこし質問させていただきます。西家のある街区が景観地区になっているということですが、6 ページの写真で電柱が見えます。まず、電柱の地中化が今後の予定に挙がっているのかいないのか。このあたりの計画はどうなのかということが一つ。
　それから 2 ページに補助制度が示されています。この順序なのだが、指定した後に補助制度のメニューづくりをされたのか。それとも、もう既にこれについてのメニューを決めているという話なのか。その辺を教えていただけますか。
　西家については、外観の修繕工事もメニューに入っていて、私は防災の専門家なので、避雷針のようなものを付ける防災のメニューも入っているのか。あるいは、そういうものは指定した後に地主と一緒に相談されるのかを聞かせていただきたいと思います。
（会長）
　では二つ、地中化の話と補助制度の話お願いします。
（事務局）
　地中化の件については、具体的なスケジュールまでは確認できていないが、今のところ具体的な計画はないのではないか。私どもはここ 5 年程度の計画は把握しているが、その中には含まれていません。

補助制度のメニューについては、制度はもう既にあり、保存対象物等が 36 件指定されており、そちらの建物と同じ制度で運用されるものなので、これから指定されて初めて補助制度が使える形になります。

（会長）

例えば避雷針を付けた方がいいとか提案されて、これから施主と一緒に長く保存していこうという話ですか。

（事務局）

そのとおりです。

（会長）

今の避雷針等、防災施設への 9 割の補助については、限度額はないのですか。

（事務局）

ありません。

（事務局）

実情としては、普段使われている住まいの方が多いので、そういった方々が改めて消防設備を付けるという発想にはならないと思います。何か法的に、指定されたから自動火災報知器を付けなさいというものではないので、逆に言えば、そういったものが付けやすいように、9 割で上限なしとしています。

（C 委員）

分かりました。金沢の伝統と文化を守るということで景観地区を指定しておられるので、電柱の地中化はできるだけワンストップでやっていただきたいと思います。電柱というのは防災上、非常に大切な話で、電柱が倒れてしまうと緊急車両も公共の車両も入れないとかいろいろな話があるので、施策のすり付けをお願いしたいということでご意見を申し上げた。

（会長）

ありがとうございます。今の意見は大切なことなので、よろしくお願いします。この審議案件について、他にご質問はないですか。

（D 委員）

先ほどの西家は近代和風建築というふうに様式を指定されたのだが、そういう建物が武家地というか武家屋敷地にある。それを、観光客を含めていわゆる外から見た人は、なぜそんな建物が俗に武家屋敷といわれているところにあるのかと思うだろう。建て替えられたということで説明はつくが、観光的な立場から言うと、その地域の中に近代の和風建築がある。それは非常に大事な建物だという説得力というか、うまく説明しづらいのではないかという気がするが、どのようにお考えですか。

（会長）

要するに、武家屋敷の中に近代木造建築があって、それを保存するという論理をどうするかということですが。

（A 委員）

私の考えを申し述べさせていただくと、先ほどスライドでも説明されたように、切妻のアヅマダチという武家の建物が江戸村に移築されており、その発展形として西家は見られるのではないか。武家屋敷そのものは残っていないのだが、それをある意味、施主が意識して、ここを買われて、近代なので 2 階建ての家屋にするということであるし、当時既に電気も来ているので、近代的な産物をしっかり取り込みながら造ったということからいくと、伝統的な姿でありながら近代的な要素を取り込むのが、当時としてはある意味では致し方なかったのではないかと思う。当時、周辺も建物が壊されて空地になったりしていたので、新たにここに土地を買い求めたときに、施主の強い意志が働いて、こういう結果を生み出したのではないかと考えます。その強い意志というのは、伝統を重んじるということです。

もう一つ、施主の思いとしては、使われている建築材料が、当時はなかなか手に入らなかったような非常に高価な材料がふんだんに使われています。どちらかというと自分が手にしている材料を基に造ったというところが、本当なのかなと思います。

答えにはなっていないのだが、恐らく武家屋敷を意識しながら自分自身の新しい生活スタイルを反映するということで、こういった 2 階建ての和風建築にして、本来、窓を造る必要はないのですが、見栄え的に窓が付いているような雰囲気を出しているということは、そういう考えがかなり強く働いて、こういう結果を生み出したのではないかと考えています。

（会長）

これは和風建築としての特異例となるのですか。

（A 委員）

仕上がりから考えると、確かに凝った造りです。玄関の方は、なぶり仕上げといって、あまりご存じないと思うが、細いスギの棒を柾目が出るような感じで削っていくというやり方をされています。成巽閣の 2 階の書院の中にもそういった造りがありますが、金沢でも珍しいです。ある意味では武家屋敷を忖度しているのではないかと考えています。

（会長）

施主が大地主だったから、いろいろ周りを考えて、自分もまた新しい面も入れて造られたということではないかと思います。

（H 委員）

これは景観とは少し違うが、私も西家に伺って中を見せていただいています。外見は非常にしっかりした建物だが、何分古い建物なので床がきしんでいたり、たわんでいたりしていた。補助制度の問題で、見た目もそうだが、防災構造補強工事という防災施設の設置工事と構造的な面での補強というものに対する手当をもう少し厚くしてあげた方がいいのではないかと思います。もし万が一地震でもあった場合に、やはり基礎とか基本的なところをもう少し手厚くする必要があると思います。

（会長）
私が答えても何だが、ファサードだけにしておかないと、きりがないということは明らかです。事務局、一言どうぞ。
（事務局）
金沢市内で、伝統的建造物保存地区や、こまちなみ保存区域、市の指定文化財もそうですが、ある程度バランスを見ながら補助率が設定されているところがあります。特に、ここは伝建地区と少し似たような区域設定になっており、特に外観保存を主に置いているという意味では、当然、メインとしては構造補強も設けていて、全体のバランスを見て設定しているところがありますので、今は即答できない状況です。
（C 委員）
分かりました。
（会長）
では、最後に。どうぞ。
（B 委員）
先ほど D 委員からご質問があった点について、A 委員がお答えになられて、それで間違いないが、金沢の近代和風建築の大部分は、近代武士系住宅と言った方がふさわしいものだということは言えると思います。先ほども事務局がアヅマダチと呼んでおられたが、アヅマダチ風のデザインで、これは武家屋敷の名残、あるいは足軽屋敷の名残ですが、そういうデザインを採用しています。
（E 委員）
今審議しているのは、景観地区の保存対象物にしていいかどうかで、それは長町景観地区に対する保存の話です。長町景観地区は景観誘導の基準があるはずで、それは武家屋敷でないと駄目だという話とは関係ないのではないか。事務局にお伺いします。長町景観地区における保存建物としてふさわしいかどうかを論じているわけで、それが町家かどうかということと直結するのか。
（事務局）
E 委員が言われたとおりだと思っています。この保存指定で大事なことは、別段、観光のためにやっているものではないということである。金沢市自体は、いろいろな年代の建物がつながってきているということで、長町自体を江戸時代にするというつもりの場所でも全くないし、その意味で純粋に今回のこの建物が保存するにふさわしいかどうかということをご議論いただく話だと思っています。例えばこれは一見、武士系のものに見えるから、武士の建物だと説明するのは全く違う話で、これが近代の時期に造られたものであれば、それはきちんと、この先にお伝えしていくということで、この場では、この建物が保存にふさわしいかどうかという観点でご議論いただければと事務局では思っています。
（会長）
ありがとうございます。いろいろなご意見が出た中で判断していただきたい。それでは、

これで質疑を終わり、採決したいと思います。この案件について、了承するということでご異議はないですか。

（全委員）

異議なし。

（会長）

ありがとうございます。それでは、了承することとする。よろしくお願いします。

［報告案件］

・令和元年度景観施策について

・令和元年度下期専門部会審議結果について

1）建物部会

2）用水みちすじ部会

3）計画部会

―――事務局からの説明―――

（会長）

四つの報告を頂いた。ご意見、ご質問等はありますか。

（B 委員）

資料 4 の「にし茶屋街緑地整備事業」についてご説明いただきたい。15 ページの右側に配置図がありますが、これまで観光駐車場から来て階段が三つ付いていて、にし茶屋街の方に歩いていくところに植栽があり、管理事務所のところには休憩室やトイレがあります。今回、ビルを壊して整備するところに駐輪スペースを設けるとありますが、野町広小路から下りてくる表の通り、野田専光寺線から観光客が入ってきた場合に、ここは少しへこんだ空間というか、アルコーブになります。自転車を利用する人たちは中まで乗り入れるし、トラックが入ってきて積み降ろしすることもありますが、ここを一般の人にどういう空間として利用してもらおうと考えていますか。あるいは道路側に先ほど説明があった屋根付きベンチもありますが、例えば、われわれがにし茶屋街を訪れたときにこの空間をどう使うのか、ちょっと分かりにくかったのでご説明いただけますか。

（事務局）

こちらについては、観光政策課が地元説明会を開いて、地元意見を取り込みながらのものになっています。まず一つとしては、地域の方の交流の場と考えており、年に 1 回、にし茶屋夏まつりということで、この通りを生かしたお祭りがあります。少し離れたところに同じような広場がありますが、そういったところに屋台などが出てイベントに使われて

おり、少し足りないスペースを補完するための利用と聞いています。近年、にし茶屋街の方にも町家を活用した飲食店舗などがあり、観光客の皆さんが座って休憩したり、ちょっとした食べ物を食べることができるスペースがない状況にあるということで、日差しをよけながら休憩していただくスペースとしても使っていただければと考えているとのことです。また、まちのりのポートも、元々このビルの 1 階の中にあったものを再設置し、自転車を貸し出したり返したりという中で、観光客の皆さんが次の場所へ足を向けるために地図を見たりスマホを見たりして調べていただくような、ゆったりとした休憩スペースということです。

（B 委員）

分かりました。これは私の案でもないのですが、駐車場から来られる方は限られているが、管理事務所のところにトイレや休憩室があり、駐車場側から緑地帯を通り抜けて広場へいくというか、行き来できるようにするのは、あまりよろしくないのですか。

（事務局）

実際、現場の方は高低差があるので、観光駐車場からにし茶屋の通りへ下りてくるところでも、15 ページの図で見ていただけるとおり、階段が 20 段近くあるので、こちらの方へ回り込むとしても距離が短いため、広場のところからこの階段を上がってきていただければ、観光駐車場のトイレや休憩室等へは十分行き来できます。

（B 委員）

ちょっと奥まっていて利用しにくいかなと思ったのでお尋ねしました。

（会長）

駐輪スペースというのは、まちのりのことですか。

（事務局）

そうです。

（会長）

他の件で何かないですか。それぞれ部会長さんがおられるが、特によろしいですか。建物部会長から一言ずつお願いします。

（E 委員）

価値創造拠点は、本来、重伝建地区なので伝建審の審議ですが、事務局の説明にあったように、この案件に関しての判断基準は景観形成基準となります。この案件については、景観形成基準に適合しているので特に申し上げることはなかった。ただ、伝建審の中で、そもそもという話が出てきていて、最大 55 台のパーキングを有するということは、車を重伝建地区に進入させることになります。そのような施設の誘致はどうかとか、もう少し周辺で食事をして重伝建地区の観光を醸成するようなことをしてはどうかというようなご意見が出ております。

また、建物部会でも、一応、小学校の改築・増築となるが、これも景観形成基準に適合しているということで、現状よりも悪くなるというような状況は特に見受けられないとい

うことと、新設されるエレベーターや階段は、特に周辺からよく見えるところにないということで、特段大きな問題はないというふうに判断されて、そのご意見を市の方に返したという状況です。

（会長）

ありがとうございます。それでは次に、計画部会の報告について、計画部会長から補足があればお願いします。

（F 委員）

18 ページの右下の図が分かりやすいと思います。「景観目標像実現のための施策展開にむけた取組」ということで、説明があったとおりだが、これから市民の皆さんがどういう立場で関わっていくかということがなるべく分かりやすいように、「マネジメント」という言葉を入れて、こういう考え方が浸透していくようにということで、視点というものを入れることが大事だと思います。保全、創出、協働とあり、これはいろいろなところで使われているが、もう少し明快にということで、このマネジメントの視点を入れようということで進めています。

（会長）

ありがとうございます。それでは次に、用水みちすじ部会の報告について、用水みちすじ部会長から補足があればお願いします。

（G 委員）

にし茶屋街のこの広場については、特に問題なく了承しています。段差のあるところの安全性、あるいは残された隣に残っているビルの壁面の見え方の修景については十分注意してほしいということで了承しています。

あと、用水みちすじ部会の中でその他の案件が出されたときに、景観総合計画の中で検討していただきたい事項について、2 点ほど今後検討材料にしてほしいということがあり、この場を借りて要望ということでお話しさせていただきます。

まず 1 点は、公共施設の中で道路景観、特に国道沿い、県道、広域交通に関わるような道路景観の中で、例えば植栽、街路樹のあり方について、ある程度の指針が必要ではないかということです。歩道の街路樹を設置すべきか否か。あるいは、設置した場合にどのような基準で設置したらいいのかということについて、一つ共通した金沢市としてのあり方というものを考えておく必要があるのではないか。というのも、公共空間である場合、街路樹を植えたいけれども、沿道住民の反対で街路樹を植えない、住民の意向のみでここには街路樹を植えないでおこうと決めるのは、いかがなものかということです。公共性の高い道路においての街路樹のあり方を考えておく必要があるのではないかという話です。

もう 1 点は、誘導用ブロックの色の問題です。近年、できれば黄色の誘導用ブロックが望ましいという中で、ある程度、歩道の景観を重視し過ぎて、視認性という面が多少衰えてもやむを得ないという考え方もありましたが、近年は視認性を高める中で、例えば景観に配慮した方がいいような伝統的な環境の中での誘導用ブロックの色のあり方というもの

も、視覚障害者の方々の意見を踏まえた上で、今後、もう少し丁寧に見ていこうという話がありましたので、報告させていただきます。

（会長）

街路樹というのは、地域協定で決まっているのではなかったですか。

（事務局）

市内の街路樹については、街路樹マスタープランを金沢市の緑と花の課で策定しています。今、G 委員がおっしゃられた部分については、特に国道や県道のことが景観マネジメントに書いてありますが、道路管理者が市ではない、国道・県道というところで、新たに無電柱化や道路拡幅というような事業が出てきたときに、やはり街路樹は植えてほしくないという意見があり、事業者として悩まれる部分があります。これは国・県だけではなく、金沢市も同じです。市民からのご要望ということで、昭和 40 年代、50 年代に植えた街路樹が非常に大きくなってきて、少子高齢化の背景もあって落ち葉の清掃が大変であるとか、歩道部分が根っこで持ち上がりひび割れで歩きづらいなど、いろいろな問題があります。そういったところも踏まえて、次に新しくやるときに、道路空間としては、金沢市は「森の都金沢」ということで街路樹はあるべきではないかというところはありますが、なかなか地元のご理解が得られない。市の街路樹マスタープランでの方針はありますが、今後、国・県も含めて、今後のあり方について考えていきたいと思います。

（会長）

ありがとうございます。景観審議会としては、野町のビルがなくなるというのが一番良かったことで、良い景観になると思います。

それでは、この四つの報告について了承したいと思いますが、よろしいですか。

（全委員）

異議なし。

（会長）

ありがとうございます。その他として何かありますか。

4　その他

意見なし

これで本日の審議会を終わらせていただきます。進行にご協力いただきありがとうございます。

5　閉会